

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総務省
平成20年1月

一 個人住民税における寄附金税制の拡充

◎ 条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入等

- * 所得税の控除対象寄附金のうち地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象に追加する。
- * 控除方式を所得控除から税額控除(都道府県民税4%、市町村民税6%)に改める。
 - ・条例により指定された寄附金については、都道府県が指定したものは都道府県民税から、市町村が指定したものは市町村民税からそれぞれ控除する。
- * 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる。

・上 限 額	総所得金額等の25%	➡	総所得金額等の30%
・適用下限額	10万円	➡	5千円

◎ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

- * 地方公共団体に対する寄附金について、上記の措置と合わせ、適用下限額(5千円)を超える部分について、所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除する。

二 証券税制

- * 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率(3%(所得税と合わせて10%))を平成20年末をもつて廃止する(平成21年以降5%(所得税と合わせて20%)となる。)。
- * 円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間は、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について3%(所得税と合わせて10%)の税率を適用する。
- * 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。

三 道路特定財源

- * 自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。
- * 自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。

四 公益法人制度改革への対応

- * 法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、法人税と同様の取扱いとする。
- * 固定資産税については、
 - ・公益社団・財団法人が設置する一定の施設について、現行の民法第34条法人と同様の非課税措置を講じる。
 - ・一般社団・財団法人に移行した法人が設置する既存の施設について、非課税措置を平成25年度まで継続する。

五 環境税制

◎ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例の延長

- * 「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。
また、自動車取得税の低燃費車特例について、同様の見直しを行った上で、2年延長する。

◎ クリーンディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置の創設

- * 平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置を創設する。

六 住宅税制

◎ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

- * 住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する措置を創設する。

◎ 長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置の創設

- * 長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期優良住宅(仮称)について、固定資産税及び不動産取得税の特例措置を創設する。

◎ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長

- * 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から1/2を減額する措置の適用期限を2年延長する。

七 その他

◎ 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

- * 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する(平成21年10月支給分から実施)。

地方法人特別税等に関する暫定措置法案の概要

総務省
平成20年1月

法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」を創設

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定める。

1 法人事業税の改正

- ①法人事業税(所得割・収入割)の標準税率の引下げ(2.6兆円相当分)
- ②平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

2 地方法人特別税の創設

- ①法人事業税の上記税率引下げ分相当に対応して、地方法人特別税(国税)を創設
- ②課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)
- ③都道府県が法人事業税と併せ賦課徴収し、国に払込み
- ④平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

3 地方法人特別譲与税の創設

- ①地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与
- ②譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)

(注)今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与額に加算(②の基準は当該加算額を除いた額について適用)。

- ③平成21年度から譲与

施行期日 平成20年10月1日